

○氷見市保育所条例

昭和37年4月1日

条例第14号

改正 昭和40年3月30日条例第12号
 昭和41年3月30日条例第6号
 昭和41年9月30日条例第20号
 昭和42年4月1日条例第2号
 昭和43年3月30日条例第4号
 昭和43年12月24日条例第21号
 昭和44年3月24日条例第7号
 昭和46年3月27日条例第2号
 昭和47年3月28日条例第5号
 昭和53年3月29日条例第11号
 昭和54年3月30日条例第12号
 昭和55年3月24日条例第10号
 昭和62年3月23日条例第11号
 平成2年3月28日条例第8号
 平成5年3月22日条例第4号
 平成5年12月20日条例第20号
 平成10年3月18日条例第5号
 平成17年9月29日条例第44号
 平成18年9月26日条例第24号
 平成19年9月19日条例第22号
 平成20年9月25日条例第36号
 平成21年9月24日条例第17号
 平成26年3月26日条例第10号
 平成27年3月19日条例第12号
 平成29年3月15日条例第11号

(設置)

第1条 児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第39条に規定する保育所を設置する。

(名称及び位置)

第2条 保育所の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
氷見市上伊勢保育園	氷見市伊勢大町二丁目1番24号
氷見市十二町保育園	氷見市万尾13番地2
氷見市新町保育園	氷見市中央町11番31号
氷見市阿尾保育園	氷見市阿尾263番地
氷見市宇波保育園	氷見市宇波3153番地

(利用者負担額)

第3条 支給認定(子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「支援法」という。)第20条第4項に規定する支給認定をいう。)を受け保育所において保育を受ける児童(法第24条第5項又は第6項の規定による措置に係る児童を除く。)の支給認定保護者(支援法第20条第4項に規定する支給認定保護者をいう。)又は扶養義務者(以下「保護者等」という。)は、利用者負担額を市に納付しなければならない。

2 前項の利用者負担額は、支援法第27条第3項第2号並びに第28条第2項第1号及び第2号に規定する政令で定める額又は支援法第27条第3項第1号並びに第28条第2項第1号及び第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額のいずれか少ない額を上限として、市長が別に定める。

3 児童の保護者等は、保育所において次に掲げる利用を行う場合には、当該利用に関し市長が別に定める額を納付しなければならない。

(1) 児童が受けた支給認定に係る保育必要量(支援法第20条第3項に規定する保育必要量をいう。)の範囲を超える利用

(2) 法第34条の12第1項に規定する一時預かり事業による利用

(規則への委任)

第4条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 氷見市保育所条例(昭和28年氷見市条例第4号)は、廃止する。

附 則(昭和40年3月条例第12号)

この条例は、昭和40年4月1日から施行する。

ただし、十二町保育園については、昭和40年5月1日から施行する。

附 則(昭和41年3月条例第6号)

この条例は、昭和41年4月1日から施行する。

附 則(昭和41年9月条例第20号)

この条例は、昭和41年10月1日から施行する。

附 則(昭和42年4月条例第2号)

この条例は、昭和42年4月1日から施行する。

附 則(昭和43年3月条例第4号)

この条例は、昭和43年4月1日から施行する。

附 則(昭和43年12月条例第21号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和43年11月1日から適用する。

附 則(昭和44年3月条例第7号)

この条例は、昭和44年4月1日から施行する。

ただし、氷見市宇波保育園については、昭和44年1月1日から適用する。

附 則(昭和46年3月条例第2号)

この条例は、昭和46年4月1日から施行する。

附 則(昭和47年3月条例第5号)

この条例は、昭和47年4月1日から施行する。

附 則(昭和53年3月条例第11号)

この条例は、公布の日から施行する。

ただし、第2条の表の改正規定中氷見市本町保育園に関する部分は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則(昭和54年3月条例第12号)

この条例は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則(昭和55年3月条例第10号)

この条例は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則(昭和62年3月条例第11号)

この条例は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則(平成2年3月条例第8号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成5年3月条例第4号)

この条例は、公布の日から施行し、平成5年2月1日から適用する。

附 則(平成5年12月条例第20号)

この条例は、平成6年1月1日から施行する。

附 則(平成10年3月条例第5号)

この条例は、平成10年4月1日から施行する。

附 則(平成17年9月条例第44号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成18年9月条例第24号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成19年9月条例第22号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成20年9月条例第36号)

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成21年9月条例第17号)

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成26年3月条例第10号)

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成27年3月条例第12号)

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成29年3月条例第11号)

この条例は、平成29年4月1日から施行する。